

税のお知らせ

9月の納税等

国民健康保険税／第3期
後期高齢者医療保険料／第3期
介護保険料／第3期
農業集落排水処理施設使用料／第3期

保育料／9月分

第3期

納期限／9月30日(水)

納期限内の納付にご協力ください。納付は便利な口座振替をご利用ください。

家屋を取り壊したら「建物滅失届」の提出が必要です

家屋を取り壊された場合、「家屋滅失届」を早急に提出してください。

提出がない場合、取り壊されたことが分からないため、家屋が残っているものとして課税される場合があります。

ただし、法務局において滅失登記の手続きをされた場合は提出不要です。

●必要書類

・建物滅失届(税務課窓口または

村公式ホームページ↓暮らし↓税金↓固定資産税にて様式を入手できます。)

・建物取り壊しの契約書の写し
・解体業者の取り壊し証明書

・建物が存在したことが分かる写真および建物が滅失したことが分かる写真

●問合せ先 総務部税務課

家屋評価にご協力ください

家屋を新築、増築された場合、その部分について固定資産税が課税されます。この課税のために行う調査が「家屋評価」です。

この調査は、契約書や平面図などの書類を確認させていただいたうえで、実際に建物の外部・内部の使用資材等を調査します。

課税の基礎となる「評価額」を算定する重要な調査となりますのでご協力をお願いします。

順次、この家屋評価を行っていますが、留守が多い方は、ご連絡いただければ日程を調整し調査に伺います。

●問合せ先 総務部税務課

外壁工事前には感電防止の安全確認をお願いします

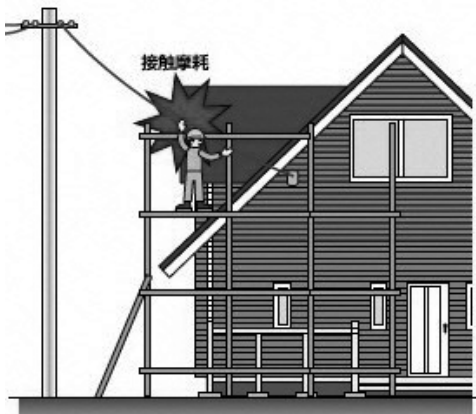
建物の外壁工事中に、作業されていた方が感電される事故が立て続けに発生しています。

外壁工事等で電線付近を作業される際には、電線が防護されているかを必ず確認してください。

危険と思われたら、最寄りの中部電力パワーグリッドまでご相談をお願いいたします。

●問合せ先

中部電力パワーグリッド港営業所
☎0120-929-309



※一般のご家庭には100V・200V引込線、工場や大型店舗には6,600V引込線が取付られています。

警察からのお知らせ

けいさつだより



飛島村内犯罪状況 (令和2年7月)

| 区分 | 空き巣 | 忍込み | 居空き | 事務所荒らし | 出店荒らし |
|------|-------|--------|------|--------|-------|
| 7月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 1~7月 | 1 | 0 | 0 | 4 | 0 |
| 区分 | 自動車盗 | オートバイ盗 | 自転車盗 | ひったくり | 車上ねらい |
| 7月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 1~7月 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| 区分 | 部品ねらい | 自販機ねらい | 万引き | その他 | |
| 7月 | 0 | 1 | 0 | 0 | |
| 1~7月 | 2 | 5 | 0 | 5 | |